

働き方 改革

を支援します!

ご相談
無料



労働時間の 見直し



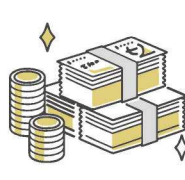
時間外労働の削減、勤務体制の確立

同一労働 同一賃金



正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を解消し、働きがいのある職場へ

助成金の 活用



「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」などによる仕事の効率化・生産性向上

就業規則の 作成・見直し



人材の確保・育成。安心して働ける魅力ある職場へ

ハラスメント 防止



パワハラ、セクハラ等のハラスメント防止に関するセミナーの開催(事業場単独での開催も可能)

社会保険労務士など専門家がサポート!

来所・電話・メールの相談
(オンライン相談の要望にも応じます)

専門家による企業への訪問
コンサルティング(秘密厳守)

セミナー・研修会、各種
団体が実施する相談窓口
講師を無料で派遣。

社会保険労務士などの専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受付けています。メールでの相談も可能です。ホームページをご確認ください。

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し課題解決の支援をします。1事業所1回あたり2時間程度3回を標準として訪問します。課題により最大6回まで利用できます。

セミナー・研修会に講師を派遣します。テーマ・内容について相談に応じます。業界団体が実施・設置する相談窓口にも講師を派遣します。

お問い合わせ先

長崎働き方改革推進支援センター

[厚生労働省委託事業] 〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎205



0120-168-610

9:00~17:00
土・日・祝日を除く



FAX 095-893-8271



E-mail nagasaki@workstylereform.net



五島町電停より徒歩2分

長崎働き方
改革推進
支援センター

ご相談
無料

専門家による

「訪問コンサルティング」 を利用しませんか？



長崎働き方改革推進支援センターでは、県下全域の事業所を
対象に社会保険労務士等の専門家が事業所を
原則3回(最大6回)まで個別訪問し、課題解決のための改善
提案を行う「訪問コンサルティング」派遣事業を推進しています。

長崎働き方改革
推進支援センター

FAX 095-893-8271

訪問コンサルティング FAX申込書

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号に送信ください。

会 社 名							
業 種	農・林・漁業 医療、福祉	建設業 教育学習支援業	製造業 サービス業	情報通信業 その他(	運輸業 卸売・小売業	金融保険業)	飲食店、宿泊業
住 所							
T E L							
M a i l							
従 業 員 数							
担 当 者 名 (部 署 ・ 役 職 含 む)							
希 望 日	第1希望 月 日 時～	第2希望 月 日 時～	第3希望 月 日 時～				

ご相談内容

- | | |
|---|--|
| ☐ 働き方改革関連法全般について | ☐ 助成金の活用について |
| ☐ 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について | ☐ 年次有給休暇の取得について |
| ☐ 時間外労働の上限規制について | ☐ 人材確保・人材採用に向けた相談 |
| ☐ 就業規則の作成・見直しなど環境整備について | ☐ 36協定について |
| ☐ その他(|) |